

出張講習のご案内

労働安全衛生法第59条1項、2項、労働安全衛生規則第35条に基づく教育

猛暑に伴い急増している「熱中症関連」での労働災害は深刻な問題となっています。こうした事態を受け、2025年6月1日より企業における熱中症対策が罰則付きで義務化されました。

※「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業
この機会に是非ご受講をお考えください。

※罰則は6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

【義務付けられる熱中症対策内容】

①「報告体制の整備」 ②「実施手順の作成」 ③「関係労働者への周知」

講習概要

【熱中症対策管理者対象】

高温多湿場所作業の指導・管理

- 受講料／10,000円（テキスト代、税込）
- 受講対象者／満18歳以上
- 3.5時間（午後開催）
- 定員／各30名 ●電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます



開催日 令和7年7月8日（火）12時30分受付け、13時開講

場 所 和同新産センタービル 長岡市新産2-1-4

<カリキュラム>

時刻	講習科目	講習時間	
13:00 ～ 13:30	熱中症の原因と症状「暑熱環境の測定と評価-WBGT値の活用」	30分	3時間30分
13:30 ～ 14:00	熱中症の予防対策	30分	
14:05 ～ 15:05	熱中症の予防対策	1時間	
15:15 ～ 15:30	熱中症発生時の救急措置	15分	
15:30 ～ 15:45	災害事例	15分	
15:45 ～ 16:15	関係法令	30分	
16:20 ～ 16:50	熱中症予防用品等の取扱方法	30分	
16:50 ～	閉講		
		計	3.5時間

注) 受講者が少数の場合、中止することもございますのでご了承ください。



熱中症予防を!



新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター
COT キャタピラー教習所
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108
【お問い合わせ先】

T E L : 025-232-7611
F A X : 025-232-7612